

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書

三田市（以下「甲」という。）、三田市民病院（以下「乙」という。）、社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部兵庫県済生会（以下「丙」という。）及び神戸市（以下「丁」という。）は、三田市民病院と済生会兵庫県病院（以下「両病院」という。）が再編統合して新たな基幹病院（以下「新統合病院」という。）の整備に向けて協議を進めていくにあたり、その方針を確認するために、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、新統合病院の整備に向けての協議を円滑に行うにあたり、必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 新統合病院の整備は、三田市及び神戸市北区北神地域（以下「北神地域」という。）の急性期医療を確保するために行うものとする。

（役割分担）

第3条 新統合病院の整備は、乙が病院事業債を発行して行うものとする。

2 新統合病院の運営は、丙が行うものとする。

3 丁は、北神地域の急性期医療を確保するための財政支援を行うものとする。

4 甲が新統合病院の用地を取得するにあたっては、丁が甲と連携して用地取得事務を担うものとする。

（医療機能）

第4条 新統合病院においては、三田・北神地域における今後の高齢化等による医療需要を踏まえ、三田市民病院と済生会兵庫県病院がこれまで提供してきた医療機能を基本とし、更なる医療機能の充実及び強化に努める。

（整備候補地）

第5条 新統合病院の整備候補地は、神戸市北区長尾町宅原とする。

2 前項の整備候補地は民有地であるため、地権者や当該地域住民の理解が得られるよう、丁が甲及び乙と連携し誠意を持って対応することとする。

（病床規模）

第6条 新統合病院の病床規模は、400～450床とする。

（財政負担）

第7条 新統合病院の整備費は、乙が負担する。ただし、整備費の3分の1に相当する額については、後年度に丙が乙に対して負担することとする。

2 新統合病院の運営費は、丙が負担する。ただし、乙は、救急医療や周産期医療などの政策医療等について、丙に対する指定管理料として負担する。

3 前各項の具体的な負担方法については、別途協定書を締結することとする。

（財政支援）

第8条 丁は、北神地域の急性期医療を確保するため、次の各号に掲げる財政支援を行う。

(1) 新統合病院の整備費から、乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される普通交付税相当額を控除した金額相当額のうち、救急医療及び周産期医療に係る病床分を対象に、両病院の入院患者総数に占める神戸市民の入院患者の割合により算出した額を甲に対して支援する。

- (2) 新統合病院の運営費のうち、救急医療及び周産期医療に係る収支不足額相当額を対象に、前年の入院患者数に占める神戸市民の入院患者の割合により算出した額を丙に対して支援する。
- (3) 新統合病院の用地取得費から乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される普通交付税措置相当額を控除した金額相当額を甲に対して支援する。
- 2 前項各号の財政支援に係る具体的な算定方法については、別途協定書を締結することとする。

(開院時期)

第9条 新統合病院は、令和10年度の開院を目指すものとする。

(疑義)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が誠意をもって協議のうえ定める。

(協定の変更)

第11条 本協定は、甲、乙、丙及び丁で協議のうえ、変更を行うことができるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

三田市三輪2丁目1番1号
甲 三田市
代表者 三田市長 森 哲男

三田市けやき台3丁目1番地1
乙 三田市民病院
代表者 事業管理者 荒川 創一

神戸市北区藤原台中町5丁目1番地1
丙 社会福祉法人^{恩賜}財団済生会支部兵庫県済生会
代表者 支部長 山本 隆久

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
丁 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造